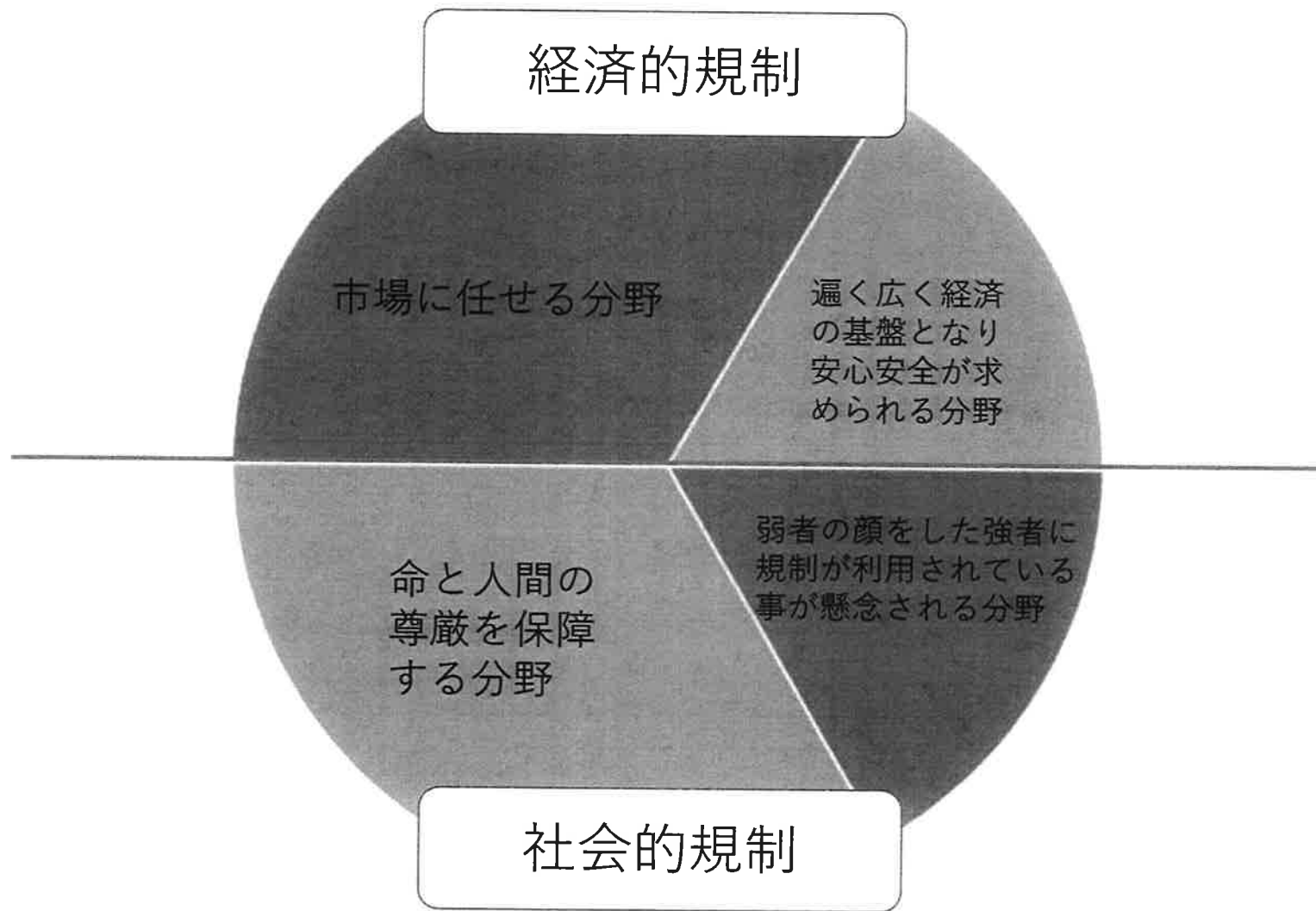
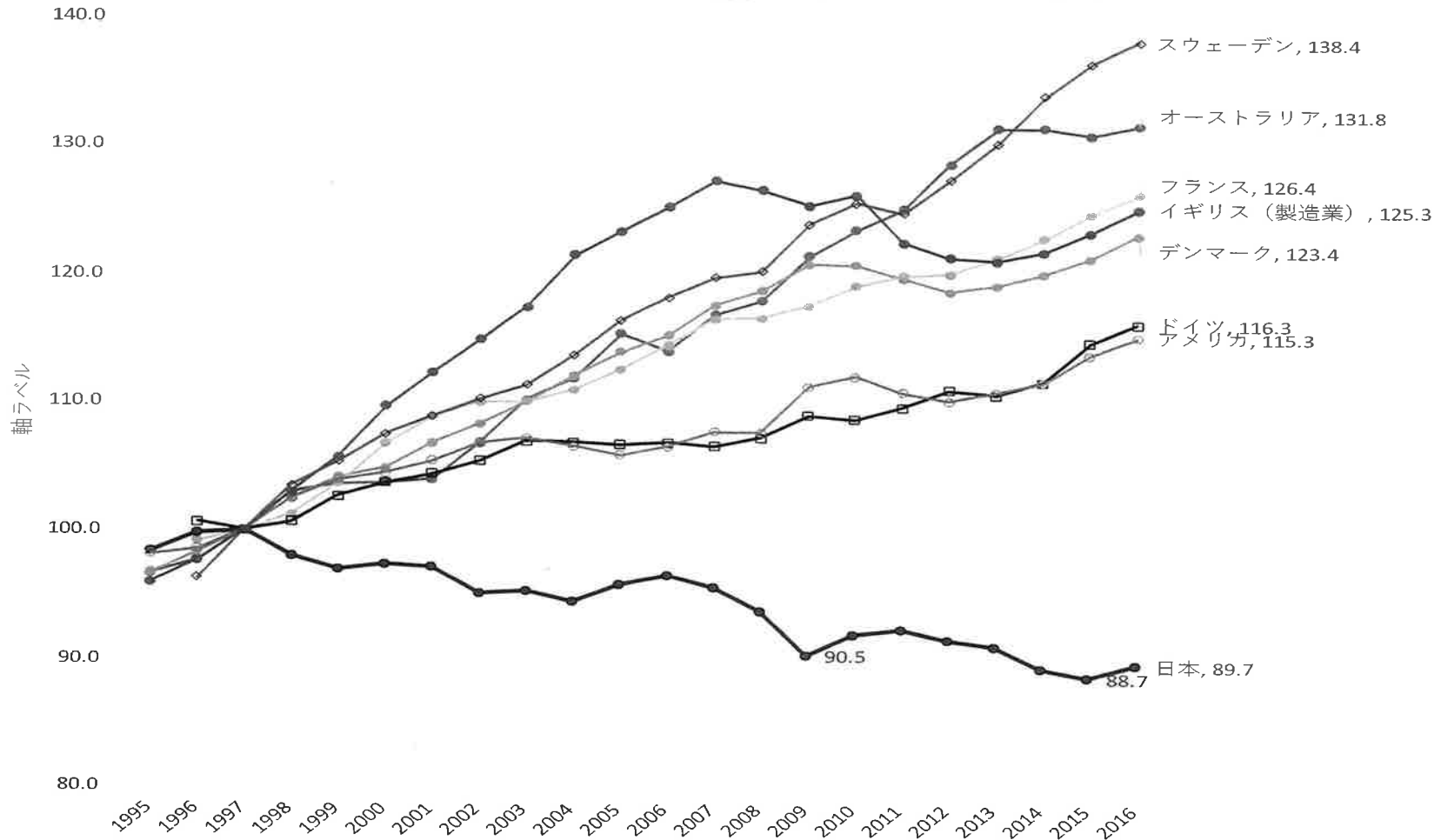


規制とは何のためにあるのか？



平成30年2月22日 衆議院予算委員会
無所属の会 原口一博
出典：民主党規制改革の基本的考え方をもとに原口一博事務所作成

実質賃金指数の推移の国際比較 (1997年 = 100)



出典: oecd.statより全労連が作成(日本のデータは毎月勤労統計調査によるもの)。

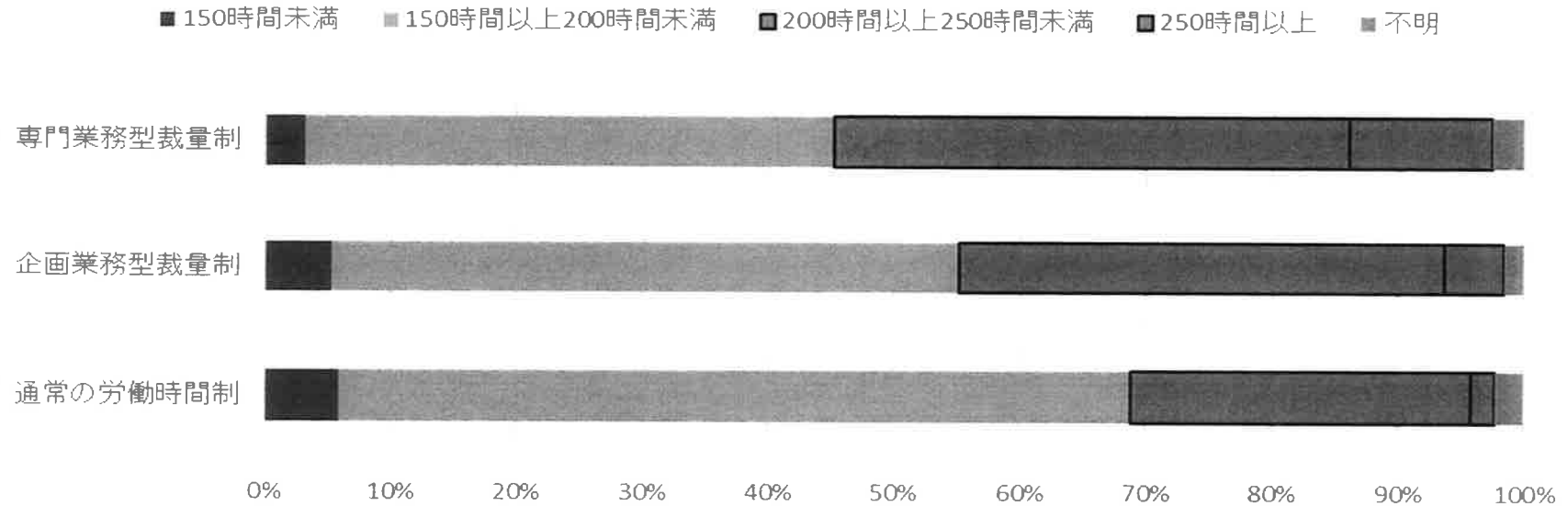
注: 民間産業の時間当たり賃金(一時金・時間外手当含む)を消費者物価指数でデフレートした。オーストラリアは2013年以降、第2・四半期と第4・四半期のデータの単純平均値。仏と独の2016年データは第1～第3・四半期の単純平均値。英は製造業のデータのみ。

平成30年2月22日 衆議院予算委員会

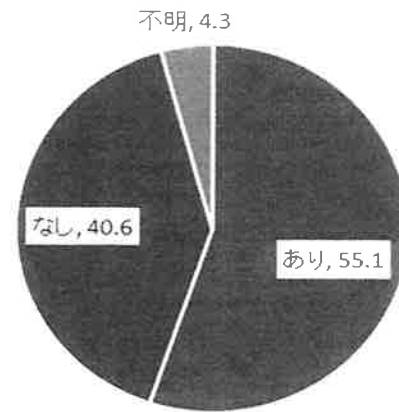
無所属の会 原口一博

出典: 衆議院予算委員会公聴会伊藤圭一公述人配布資料

裁量労働制適用者は長時間労働(1か月の実労働時間)



裁量労働では残業見合いの手当「なし」が4割



平成30年2月20日
厚生労働省労働基準局

経緯

- 1/29 (月) 総理が衆・予算委でデータに関し答弁。
- 1/31 (水) 大臣が衆・予算委でデータに関し答弁。
- 2/ 1 (木) 厚労省の担当者が、調査票の一般労働者の記入欄が「1日の時間外労働の最長時間数」となっている一方で、裁量労働制については1日の時間をどのように選ぶか記載がないことを把握。調査方法や定義の確認作業を開始。この時点で双方のデータの性質に違いがあるという認識は必ずしもなかった。
- 2/ 2 (金) 調査方法や定義が不明確であることを労働基準局長が認識。(衆・予算委ではデータに関する答弁なし。)
- 2/ 5 (月) 大臣が衆・予算委で「平均的な者」と「平均値」の違いに関して議論。
- 2/6 (火)、2/7 (水) は答弁なし。
- 2/ 7 (水) 大臣に、データの整合性について野党から指摘を受けていること、及び、調査票の一般労働者の記入欄が「1日の時間外労働の最長時間数」となっている一方で、裁量労働制については1日の時間をどのように選ぶか記載がないことを報告。大臣から、個々のデータの精査、具体的な手法の確認を指示。
- 2/ 8 (木) 大臣が衆・予算委で「精査中」と答弁。
- 2/ 9 (金) 大臣が衆・予算委で「精査中」と答弁。

- 2/13 (火) 総理が衆・予算委で「先日の本予算委において、平均的な方で比べれば一般労働者よりも短いデータがあると答弁した」「調査結果については厚労大臣が精査すると答弁していると承知している」と答弁。
- 2/14 (水) 総理と大臣が衆・予算委で「精査に時間を要するデータを示したことを撤回し、お詫び」

厚労省の担当者が、平成17年調査の疑義照会を発見。
- 2/15 (木) 大臣が衆・予算委で「精査結果を月曜日に報告する」旨答弁。
- 2/19 (月) 衆・予算委理事会に精査結果を報告。

平成30年2月22日 衆議院予算委員会

無所属の会 原口一博

出典：平成30年2月20日衆議院予算委員会理事会配布資料

(別紙1)

平成25年度労働時間等総合実態調査に用いた付表(抜粋)

調査事項

I 時間外・休日労働等

問6 時間外労働の実績

1 時間外労働時間数

		調査対象月の時間外労働が最長の者	調査対象月の時間外労働が平均的な者
		法定労働時間超	法定労働時間超
一般労働者	1日の時間外労働の最長時間数	時間 分	時間 分
	1週の時間外労働の最長時間数	時間 分	時間 分
	月間の時間外労働時間数	時間 分	時間 分
	年間の時間外労働時間数	時間 分	時間 分

IV 裁量労働制 (裁量労働制を導入している場合に記入すること)

問3 労働時間の状況

	労働時間の状況として把握した時間のうち、最長の者の状況	労働時間の状況として把握した時間のうち、平均的な者の状況
① 専門業務型裁量労働制	1日 時間 分	1日 時間 分
② 企画業務型裁量労働制	1日 時間 分	1日 時間 分

平成27年3月26日 民主党(当時)の厚生労働部門会議に厚生労働省より提出した資料

専門業務型裁量労働制・企画業務型裁量労働制の対象労働者の平均労働時間・労働時間の分布

10時間以下計:68.1%

10時間以下計:68.3%

12時間超計:45.2%

12時間超計:8.8%

		合計	平均 (時間:分)	7時間以下	7時間超8時間以下	8時間超9時間以下	9時間超10時間以下	10時間超11時間以下	11時間超12時間以下	12時間超13時間以下	13時間超14時間以下	14時間超15時間以下	15時間超16時間以下	16時間超17時間以下	17時間超18時間以下	18時間超	単位:%
専門業務型 裁量労働制	最長の者	100.0	12:38	7.3	3.5	3.2	8.3	8.9	15.5	12.3	12.0	6.7	5.4	5.8	2.7	8.5	
	平均的な者	100.0	9:20	9.9	13.6	21.7	23.1	12.6	8.4	4.6	2.7	1.7	0.8	0.3	-	0.5	
企画業務型 裁量労働制	最長の者	100.0	11:42	7.6	2.4	4.3	10.7	13.0	16.8	16.4	11.7	7.2	2.2	2.8	1.8	3.1	
	平均的な者	100.0	9:16	8.3	10.8	23.8	25.2	13.8	9.1	5.4	2.0	0.7	-	0.5	0.1	0.1	
一般労働者	最長の者	100.0	11:11	40.2				15.2	15.5	11.0	6.5	3.7	3.5	1.4	0.9	2.0	
	平均的な者	100.0	9:37	71.6				12.8	7.7	3.7	1.5	0.7	1.0	0.4	0.2	0.4	

12時間超計:29.0%

12時間超計:7.9%

(注1)表は調査対象期間における1日当たりの労働時間の平均を示したもの。
 (注2)最長の者:調査対象期間における労働時間が最長の者のこと
 平均的な者:調査対象期間における労働時間が平均的な者のこと
 (注3)一般労働者の10時間以下のデータの区分ごとの事業場の割合は、統計上集計を行っていない。

※平成25年度労働時間等総合実態調査(厚生労働省)

平均的な者について、大企業は中小企業と比べて2.1%ポイント低い96.3%、中小企業は98.4%ということです。

基本的な傾向は2、3も同じですが、2の1箇月における実績値の最長の者、平均的な者で見ますと、最長の者において「45時間」以下である事業場数の割合は89.1%で、前回よりは増えているということ。平均的な者についても98.3%で前回より増えているということ。

最長の者について、大企業、中小企業のそれぞれの数字は見えていただくとして、大企業のほうが低くなっているということ。平均的な者においては、大企業がわずかに高くなっておりませんが、ほぼ同じ98%台となっているところ。

「3 1年の法定時間外労働の実績」で、最長の者、平均的な者です。

最長の者について、「360時間」以下である事業場数の割合は、前回調査より4.7%ポイント増加して87.3%。平均的な者については、前回調査より3.4%ポイントふえて86.1%となっております。

最長の者において、大企業は中小と比べて12.4%ポイント低い77.9%。平均的な者については93.9%。中小企業は、平均的な者については96.8%ということ。

次に、同様のことについて1年単位変形制の対象労働者について実績を見ているものが8ページ以降ということでして、これも「1週」「1箇月」「1年」という形になっているところ。

まず、1の1週です。8ページにかけてです。最長の者において、「14時間」以下である事業場数の割合は、前回調査よりも2.2%ポイント減少して78.8%。平均的な者については、1.9%ポイント増加して94.5%となっております。

1箇月の法定時間外労働の実績でございますが、最長の者で「42時間」以下である事業場数の割合は、前回よりも3.9%ポイント減って77.1%。平均的な者については0.7%ポイント増加して94.6%です。

1年の法定時間外労働の実績で最長の者は、1年で見ますと、「320時間」以下である事業場数の割合は、前回より5.1%ポイント減少して72.8%。平均的な者については前回と同様で89.9%ということ。

3)が「限度基準適用除外業務等に関する法定時間外労働の実績」です。これも「1週」「1箇月」「1年」でとっているところ。

まず、「1週」について、最長の者が「15時間」以下である事業場数の割合は、前回より2.5%ポイント増加して72.2%。平均的な者については7.1%増加して91.1%です。

「1箇月」につきまして、「45時間」以下である事業場数の割合は、前回より2.6%ポイント増加して69.8%。平均的な者については前回より3.5%ほど増加して88.7%ということ。

「1年」に関して、最長の者について、「360時間」以下である事業場数の割合は、前回より5.2%ポイント増加して71.3%。平均的な者については6%ポイント増加して84.3%です。

以上が法定時間外労働です。

4)が「年間の法定休日労働の実績」です。

これも、「最多の者」というのは、法定休日労働数の合計が最も多い方。「平均的な者」というのは、平均的な労働者ということです。

まず、「1最多の者」というところですが、「最多の者」という欄においても、※印にもありますように、78.9%の事業場では法定休日労働を行った労働者はいないということ。

その上で差し引きすれば、「法定休日労働あり」というのが21.1%で、1年間の法定休日労働の日数の平均、これはもちろん「あり」の方の平均ですが、横ばいの5.4日ということ。

9ページにお進みいただきたいと思います。

今の「1最多の者」でしたが、「平均的な者」についてです。

「法定休日労働あり」の割合が10.4%。逆に言えば、89.6%の事業場では「平均的な者」で見ると、法定休日労働を行った労働者はいないということ。

「法定休日労働あり」という10.4%の方の実績の平均値が3.9日ということ、前回調査より0.1日増ということ。

6が「割増賃金率」です。

今回の調査は、前回までの調査とは全く大きく変わっております。

前回までは、1つの事業場で1つの割増賃金率を書いていただいていたわけですが、前回の法改正及び指針改正があり、努力義務が入った部分、強行法規で大企業のところは50%になった部分もありますので、今回からは3段階の時間帯に分けて聞いております。前回までは全体の割増率は何%ですかということで、一番代表的な割増率を一発で書いていただいていたのですが、前回とは調査項目の構成が変わっているということでございます。

ちなみに、前は全体の平均で25.7%ということでした。

その上で、「1)法定時間外労働に対する割増賃金率」についてです。

1の月0時間超45時間以内の部分についてですが、割増賃金率の平均は26.2%。大企業で26.1%、中小企業で26.2%ということ。

事業場数の分布は、そこに書いてあるとおりです。

「2 法定時間外労働時間が45時間超60時間以内」のところ。平均値は26.1%。大企業は26.8%、中小企業は25.7%ということ。

「3 法定時間外労働時間が月60時間超」ということですが、これは法改正の効果を確認していただけたところだと思います。平均しますと35.1%ですけれども、内訳で見ますと、大企業は48.1%、中小企業は27.7%ということ。

平均が大企業で48.1%になっているということは、当然50%を下回っているところがあるわけですが、そこには所要の監督指導を行っているということでございます。

後ろの個別の表を見てくださいと、大企業では90.2%が月60時間超について、ぴったり50%であるということ。

事業規模別で見ますと、大企業、中小企業が入りまじってしまうので、積極的な意味づけは難しいかもしれません。

それから、また書きのところで、月60時間超の法定時間外労働に対する割増賃金支払いの対象労働者の平均は0.8人で、これは大企業のほうが平均で0.4人多い1.1人ということ。

次に、10ページです。

これも前回改正の効果、実施を把握しているところで、「代替休暇制度の有無」についてです。

御案内のとおり、月60時間超の時間外労働を行わせた場合に、労使協定に基づいて2カ月以内で労働者が取得できるという代替休暇について調べたもので、物の性格上、当然この部分は大企業のみを集計ということになっております。

「代替休暇制度がある」大企業は11.7%です。そのうち94.7%は代替休暇制度取得者数が0人ということ。

「3)法定休日労働に対する割増賃金率」です。4)の「深夜労働」もそうですけれども、ここは前回までと連続性のある数字と見ていただければと思います。

まず、「3)法定休日労働に対する割増賃金率」は、今回は35.4%で、前回よりも0.1%ポイント増ということでございます。

「4)深夜労働に対する割増賃金率」は25.9%で、前回よりも0.4%ポイントの減ということでございます。

以上、ここまでが復元した数字ですが、注に書いていますように、「以下」というのは裁量労働制ですが、裁量労働制自体は復元するほどの標本数がないので、実数に基づく調査結果を従来と同様に表章しているところでございます。その意味で、前回調査の数字との比較は相当な幅を持って見ていただければというのが率直なところ。

1枚おめくりいただき、11ページです。

「裁量労働制適用労働者数」ですが、専門業務型裁量制のほうが企画業務型裁量制よりも、1事業場当たりの平均人数が多いという基本的な傾向は同じでして、専門業務型裁量制が500人、企画業務型裁量制は、前回よりも70人減少して20.8人という数字でございます。

2)が「1日のみなし労働時間」ですけれども、1日のみなし労働時間の平均時間が、専門業務型裁量制は、前回よりも3分増えて8時間32分。企画業務型裁量制が、前回よりも12分増えて8時間19分ということ。

8時間超のみなし労働時間を定めている事業場数の割合は、専門業務型裁量制で54.5%、企画業務型裁量制は16.5%ポイント増えて49.2%ということでございます。

なお、先ほど申し上げました労働時間法制に関する閣議決定の中で、例えば「日本再興戦略」のところ、3ページ目の上の箱を見てくださいと「労働時間法制の見直し」とした後の「企画業務型裁量労働制を始め、労働時間法制について」の次に「早急に実態把握調査・分析を実施し」とされており、その「早急に実態把握調査・分析」をどのように実施しているかについての資料が、4ページ「平成25年度労働時間等総合実態調査について」です。

本分科会で労働時間法制について調査・審議をいただきます際には、いつも、まずもって今後の労働時間法制等の検討の際に必要な実態につきまして把握を行っております。調査方法といたしましては、全国の労働基準監督署から事業場への訪問調査で実施しているものでございます。閣議決定も踏まえ既に調査を終え、現在、その結果について鋭意分析中でして、その調査結果が取りまとめ次第、本分科会にも詳細に御報告申し上げ、議論の出発点にしていただければと考えております。

出典：2013年9月27日 第103回労働政策審議会労働条件分科会 議事録

論点(案)

1. 月60時間を超える時間外労働に対する割増賃金について

※ 平成20年労働基準法改正により、月60時間超の時間外労働に対しては50%以上の割増賃金率が定められたが、中小企業については、法第138条により、「当分の間」適用されないこととされた。施行後3年経過後に、施行状況や時間外労働の動向等を勘案し、同条について検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずるものとされている(改正法附則第3条)。

2. 企画業務型裁量労働制及びフレックスタイム制の見直しについて

※ 「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)においては、「企画業務型裁量労働制を始め、労働時間法制について…本年秋から労働政策審議会にて検討を開始する。ワーク・ライフ・バランスや労働生産性向上の観点から、総合的に議論し、1年を目途に結論を得る」とされている。また、「規制改革実施計画」(同日閣議決定)においても「企画業務型裁量労働制やフレックスタイム制をはじめ」労働時間法制について総合的に検討することとされている。

3. その他

出典：2013年9月27日 第103回労働政策審議会労働条件分科会 配布資料

平成30年2月21日
厚生労働省労働基準局

2月2日（金）に、調査方法や定義が不明確であることを労働基準局長が認識しながら、5日（月）に、平均的な者について、一般労働者と裁量労働制を比較した答弁を大臣が行うに至った経緯

2月2日（金）の夜の時点で、労働基準局長は、部下からの報告により、調査票の一般労働者の記入欄が「1日の時間外労働の最長時間数」となっている一方で、裁量労働制については1日の時間をどのように選ぶか記載がなく、調査方法や定義が不明確であるため、この1日の時間の選び方等について確認作業を行い、その結果を大臣に報告することを考えていた。また、その際は、一般労働者と裁量労働制で異なる仕方で選んだ数値の比較になっているとの認識は必ずしもなかった。

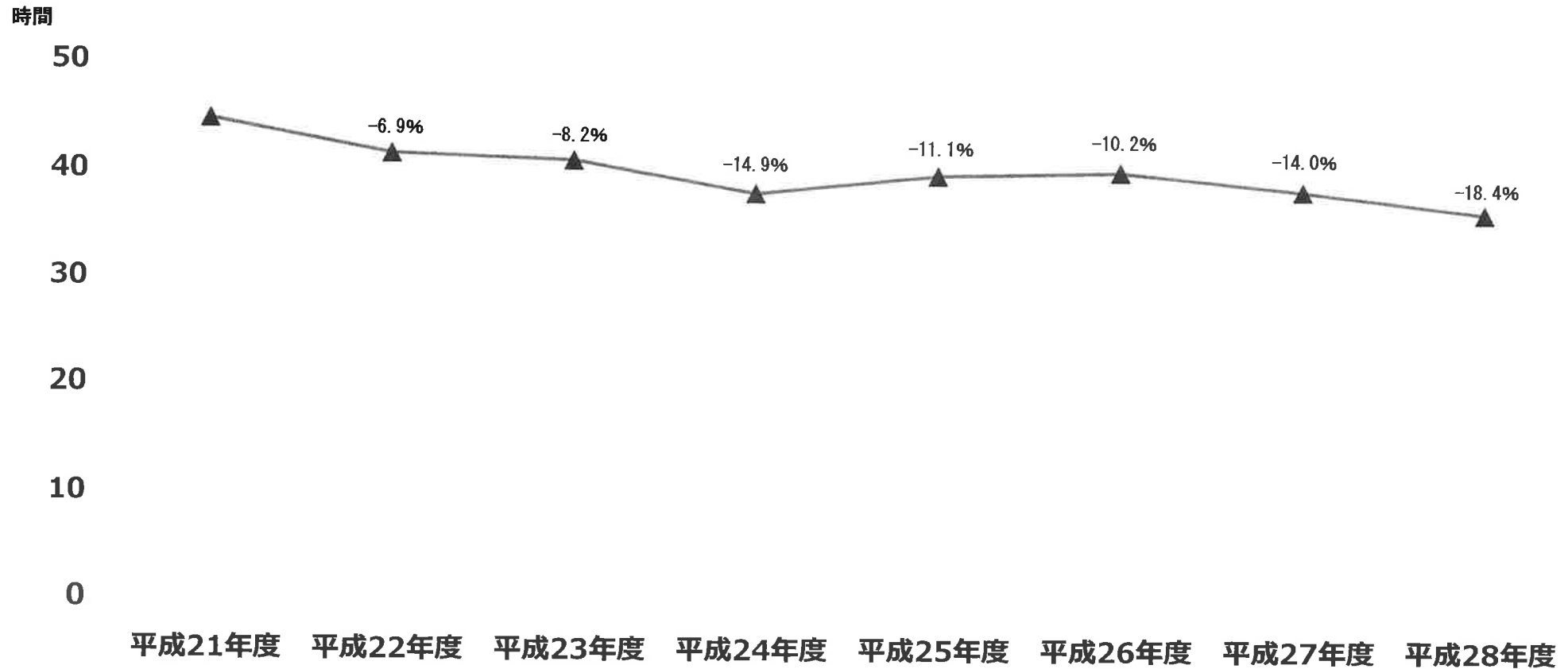
一方、2月5日（月）午前中に行われた玉木議員の質疑に対しては、大臣からは、様々な調査結果がある中でこうした事例もあるとして答弁をしたものである。

日	月		年		日		時		分		秒		分		分		分		分		分		分		分		分		分		分				
	日	月	日	年	日	時	分	秒	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分			
	最長の者	平均的な者	最長の者	平均的な者	最長の者	平均的な者	最長の者	平均的な者	最長の者	平均的な者	最長の者	平均的な者	最長の者	平均的な者	最長の者	平均的な者	最長の者	平均的な者	最長の者	平均的な者	最長の者	平均的な者	最長の者	平均的な者	最長の者	平均的な者	最長の者	平均的な者	最長の者	平均的な者	最長の者	平均的な者			
70	4	1	3	4	77	2	3	3	3	30	1	30	0	30	2	0	8	30	3	30	75	0	51	30											
85	10	1	2	32	400	2	3	3	0	30	0	0	0	0	0	0	3	30	0	0	4	30	0	0											
150	1	16	3	40	40	2	1	3	6	30	3	0	5	30	5	15	82	15	17	0	962	15	290	0											
165	1	8	3	57	930	1	3	1	4	30	2	30	2	0	0	0	0	0	0	0	45	0	8	0											
170	10	1	2	17	17	2	1	3	5	45	3	45	5	30	4	0	27	25	14	15	310	0	120	0					12	45	7	45			
175	4	1	1	11	5954	1	3	1	16	0	16	0	8	0	8	0	45	36	36	40	36	56	33	38											
180	8	3	2	147	1700	1	2	3	4	0	2	0	3	30	3	0	21	30	13	0	450	0	176	0											
185	13	2	1	3	3	2	1	3	2	0	0	30	1	0	0	30	5	0	2	0	60	0	24	0											
190	5	1	1	5	44	2	3	3	1	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	263	30	114	0											
195	8	2	9	2	2	2	1	3	1	0	1	0	0	0	0	0	0	2	30	2	30	2	30	0											
200	15	1	1	19	19	2	1	3	3	30	0	0	1	30	0	0	6	0	0	0	66	0	0	0											
205	13	1	9	25	180	2	3	3	7	0	1	35	0	0	0	0	10	40	2	40	105	0	29	20											
210	11	1	1	3	99999	1	3	2	1	45	0	45	1	0	0	0	6	11	1	5	62	35	17	25											
215	14	2	1	28	17946	1	3	1	4	30	0	0	1	45	0	0	7	45	0	0	175	15	0	0											
220	13	1	9	5	5	2	1	3	0	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	45	0	0											
225	1	1	9	35	42	2	2	3	1	0	1	0	0	0	0	0	5	0	2	40	17	30	5	0											
230	13	3	1	68	1100	2	3	3	2	0	0	0	0	15	0	0	2	45	0	0	18	30	6	45											
235	13	3	9	4	4	2	1	3	11	0	0	0	3	30	0	0	37	30	0	0	326	0	0	0											
240	8	2	9	12	220	2	3	3	21	15	2	0	15	0	8	8	51	34	23	28	320	15	120	50					12	0	10	0			
245	13	3	9	4	4	2	1	3	8	0	1	0	7	0	3	0	25	0	10	0	79	0	39	0											
250	1	8	6	3	5	2	3	3	0	28	0	28	0	0	0	0	28	0	28	0	28	0	28	0											
255	5	2	9	7	7	2	1	3	3	0	0	1	0	0	0	0	57	0	0	0	552	0	0	0											
260	11	1	1	8	99999	1	3	1	5	10	1	0	2	40	1	20	5	10	3	0	169	50	126	55											
265	8	2	9	1	1	2	1	3	2	0	2	0	0	0	0	0	30	0	30	0	300	0	300	0											

最長の者

日7回 24件

総務本省における在庁時間の推移（1人・月当たり平均在庁時間）



※ 平成21年度の在庁時間を100とした減少率。